

「長崎ブルーアイランズプロジェクト」 ロゴデータ使用取扱要領

（趣旨）

第1 この要領は、「長崎ブルーアイランズプロジェクト」ロゴデータ（以下「ロゴデータ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（使用目的）

第2 「ロゴデータ」は、本県の国境離島地域のイメージ構築とさらなる認知度向上を図るもの
限り使用することを認めるものとする。

（使用承認の申請等）

第3 「ロゴデータ」を使用しようとする者は、あらかじめ「長崎ブルーアイランズプロジェクト」
ロゴデータ使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、長崎県（以下「県」
という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当す
るときは、届出（様式第2号）を行うことで足りるものとする。

- （1）長崎県内の地方公共団体が使用するとき。
- （2）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （3）その他、長崎ブルーアイランズプロジェクトの情報発信に寄与するもので、県が適当と認
めたとき。

（使用承認）

第4 県は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場
合を除き、「ロゴデータ」の使用を承認するものとする。

- （1）長崎県の品位を傷つけ、または「長崎ブルーアイランズプロジェクト」のイメージを損な
うと認められるとき。
- （2）「ロゴデータ」を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- （3）法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- （4）特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、また
は与える恐れのあるとき。
- （5）「ロゴデータ」を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下
「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- （6）その他、県が「ロゴデータ」の使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、「長崎ブルーアイランズプロジェクト」ロゴデータ使用（変更）承認書（様式
第3号）をもって行うものとする。

(使用料)

第5 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6 「ロゴデータ」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、県の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 原則、物品等には承認番号を付すること。ただし、県が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (6) 長崎ブルーアイランズプロジェクトホームページへ誘導するようQRコード等を併記すること。

(承認内容の変更の申請)

第7 「ロゴデータ」の使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「長崎ブルーアイランズプロジェクト」ロゴデータ使用変更承認申請書(様式第4号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「長崎ブルーアイランズプロジェクト」ロゴデータ使用(変更)承認書(様式第3号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第8 県は、「ロゴデータ」の使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該「ロゴデータ」の使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、「長崎ブルーアイランズプロジェクト」ロゴデータ使用承認取消書(様式第5号)をもって行う。

(責任の制限)

第9 前条の規定により、「ロゴデータ」の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、県はその責めを負わない。

- 2 「ロゴデータ」の使用承認を受けた者が、「ロゴデータ」の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、県は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第10 この規定に定めるもののほか、「ロゴデータ」の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、平成30年9月21日より施行する。